

京丹後市教育大綱の策定の趣旨と位置付け

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の3の規定に基づく、京丹後市の教育等の振興に関する大綱(京丹後市教育大綱)として、令和3年2月に策定した第2次京丹後市総合計画基本計画との整合性を踏まえつつ、まちづくり・ひとづくり全体を通じた市政全体を視野に入れながら、かつ、令和元年11月に改定した京丹後市教育振興計画以後に生じた社会の動き、変化等を踏まえて、「京丹後市教育大綱」を策定しました。

このたび、現教育大綱の期間が終了することから、第3次京丹後市総合計画、次期京丹後市教育振興計画との整合性、関係性に留意し、子ども・教育をまちづくりのまん中にすえ、子どもたちが生き活きと豊かに育つ、魅力のある「教育立市」を目指す、新たな「京丹後市教育大綱」を策定しました。

ポイント1

本市教育振興計画に掲げる基本理念を基盤にした上で、義務教育前から義務教育期間にとどまらず、義務教育後の高等学校教育や大学・専門学校教育の期間までも視野に入れ、市政の全・各分野を通じて必要な施策を体系的に展開



ポイント2

デジタル化・AIの進展のほか、各種子どもの権利(子どもの権利条約など)の確保への一層の動向の高まりなど、昨今の社会情勢の動きや市政各分野との連携、教育への相乗効果が臨める分野からの視点を総合的に反映



京丹後市教育大綱の期間

京丹後市教育大綱の期間は、第3次京丹後市総合計画の計画期間にあわせ、令和7年度から令和10年度までの4年間とします。

ただし、その間に見直しの必要が生じたときは、総合教育会議で協議及び調整することとします。

「子どもがまんなか」の教育立市へ

子どもたちは、これからの京丹後市、ひいては、日本、そして世界を豊かに担っていってくれる、かけがえのない至宝です。子どもたちをまちづくりのど真ん中に置き、誰ひとり置き去りにされることのない教育環境とともに、すべての子どもたちの夢や向上心を支え、一人ひとりの無限の可能性を限りなく引き出していく教育を、ぜひ実現していきたい、と心より願っています。

さて、「京丹後市教育振興計画」(令和7年度改定版)では、「グローバルな視野をもち、地域や社会とのつながり、国際的なつながりをもつことができる力を育む教育」及び「ふるさと京丹後への愛着と誇りをもち、幸福な未来を切り拓くため、新しい価値を創り出す力を育む教育」を京丹後市が目指す教育の基本理念とし、就学前から中学卒業までの10年間を見通した保幼小中一貫教育及び生涯学習を主な視点に体系的・総合的な計画が示され、全力・真摯にその推進が図られています。

本大綱では、本市教育振興計画及びその基本理念をしっかりと踏まえると同時に、子どもたち一人ひとりの人生全体を通じて力となる教育の在り方を考えますとき、義務教育までの期間に加え、義務教育後の高等学校教育や大学・専門学校教育の期間にまで視野をさせ、向き合う姿勢が、もとより大切です。このことから、保幼小中から高・専・大にかけての各教育の諸機能が子どもを起点に相互に適切に連携し合うとともに、市政の他分野とも通じ合いながら必要な施策を体系的に展開していくことが重要で欠かせません。

更にも、近時は、デジタル化やAIなど社会環境の激変の中、課題の発見・解決や社会的な価値・行動創造の力を分野横断的に育む、STEAM教育の推進や、一方で、生活環境の厳しさの中で子どもの権利確保の一層の徹底等が大切に注目されています。このため、このような昨今の社会情勢の動向などを踏まえ、豊かな人間性・社会性、生き抜く力など将来とも全人的な人づくりを考え展望しながら、市政各分野と連携して教育への相乗効果を高めていくことも、併せて大切な視点です。

このため、今般、義務教育後の高等教育等との連携や、昨今の社会情勢の変化などを背景にした市政各分野との連携・教育への相乗効果が臨める分野からの視点を総合的に踏まえ、本市総合計画及び教育振興計画との整合性を図りつつ、教育大綱として策定を行いました。

すべての子どもたちの無限の可能性が、「生き抜く力」「豊かに生きる力」として引き出され、豊かに、力強く育まれますよう。子どもたち個々自らの幸福な人生形成と市民みんなの幸福実感の向上がますます実現していきますよう。そして、誰ひとり置き去りにされることなく、笑顔がいっぱいにあふれ輝くまちへ。このための教育に教育委員会とともに市政を挙げて全力を注いでまいります。

いつも子どもがまん中に。

令和7年3月
京丹後市長 中山 泰

子どもたちが
生き活きと豊かに育つ
魅力ある「教育立市」へ

京丹後市教育大綱

京丹後市教育大綱の理念

子どもたちは誰もがそれぞれ、かけがえのない至宝の存在であり、

すべての子どもたち一人ひとりの無限の可能性を豊かに引き出す。

子どもたちそれぞれが、心豊かに未来を開拓し、個々人の幸福な

人生形成を生涯にわたって発展させゆく教育を実現する。

教育を通じて、一人ひとりの子どもが、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、すべての年代において持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育むことが重要です。

このため、本市は、子どもをまん中に、すべての子どもたちの無限の可能性を豊かに引き出し、より良い(善い)成長や変化を促すことにより、自ら未来を切り拓き、支え合い、生き抜く力を育むことで、個々人の幸福な人生形成を生涯にわたって発展させゆく教育を実現します。

令和7年3月
京丹後市

理念達成に向けた4つの柱

1の柱

グローバルな視野で
未来を切り拓く、
子ども主体の
探究的・創造的な
学びの実現

▶子どもの学びの扉が開くきっかけは千差万別です。Society5.0時代においては、子どもの認知や特性に応じて時間や空間の多様な学び方を子どもたちに提供し、「学びのタクト(イニシアティブ)」を子どもに渡す(*1)、「子ども主体の探究的な学び」がますます重要です。

▶▶このため、ICT等も最大限に活用し、多様な個性を有する子どもたちの学びに対して様々な手段を適切に組み合わせることによる個別最適な学びと、多様な関係者や関係機関等が連携し、子どもたちが社会とつながる協働的な学びの一体的な充実を図ってまいります。

▶▶▶こうした取組を通じて、認知・非認知能力双方の育成や、個々の特性に応じた教育、STEAM教育(*2)といった実社会の課題に応じた教育等を推進し、すべての子どもたちが、グローバルな視野を持ち創造的に自らの未来を切り拓く力を育みます。

(*1)「学びのタクト(イニシアティブ)」を子どもに渡す…大人や教員が「こうしなさい」とすべてを決めるのではなく、子どもが自分で考え、選び、行動しながら学びを進めていける環境や機会を与えること

(*2) STEAM教育…各教科での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科横断的な教育(Science、Technology、Engineering、Arts、Mathematicsの頭文字をとったもの)



市教育振興計画に掲げる「探究的な学びの充実による確かな学力の向上」等に対応して、市教育大綱でも、グローバル化やデジタル化の進展等の急激に変化する社会の動向も捉えた方針を定めています。



2の柱

心豊かに支え合い、
生き抜く力を育み、
誰ひとり置き去りに
されない社会と
教育の実現

▶子どもの学びに係るあらゆる障壁を取り除くことは社会の責任です。家庭環境や地理的・社会的条件等のもとより、感染症や災害といったどのような状況下にあっても子どもたちの学びが左右されない教育環境を整備し、誰ひとり置き去りにされない社会を実現していくことが重要です。

▶▶このため、教育現場と連携を十分に図りつつ、経済的支援やいじめ・不登校、ヤングケアラーへの対応、個々の特性等に応じた教育の充実により、あらゆる教育段階を通じた「学びのセーフティネット」を構築するとともに、誰ひとり置き去りにされない社会形成に資する教育の充実を図ってまいります。

▶▶▶こうした取組を通じて、お互いが支え合い、すべての人が公正な質の高い教育機会を享受できる、「誰ひとり置き去りにされない社会と教育」を実現します。



市教育振興計画に掲げる「多様性に富む教育環境の推進」等に対応して、市教育大綱では、市長部局である福祉との連携充実等に加え、SDGsやヤングケアラーへの対応等の直近の社会課題も捉えた方針を定めています。



3の柱

「ふるさと・京丹後」への
愛着・誇りの育成と、
子どもが社会の中で
笑顔あふれ、生き活きと
活動・活躍できる
地域づくり・学びの
場づくり

▶子どもは地域コミュニティの活力向上の原動力です。少子高齢化や地域コミュニティの衰退が深刻化する中であって、学校・地域・社会が一体となって、子どもたちの「ふるさと・京丹後」への愛着や誇りを育成し、持続可能な地域づくりにつなげていくことが重要です。また、このためにも、子どもが地域や社会に参加する権利(*2)が十分に活かされ、社会の中で各自が関心のある事柄に自由・積極的に意見を述べ、笑顔あふれ生き活きと活動・活躍できる地域づくりを進めてまいります。

▶▶このため「丹後学」など、歴史文化、自然、産業などに係る学びの深化や地域課題の解決に向けた学校と地域の双方向の関係性の構築や、子どもが成長段階に応じて各種イベント・ボランティアなどまちづくりにも適切に参加しやすい環境づくりを進めるとともに、リスキング(新たな学び直し)や生きがいづくりなど、世代を超えた生涯学習や社会教育の充実を図ってまいります。

▶▶▶こうした取組を通じて、子どもたちが将来ともに地域づくりの担い手となり、また、地域づくりの担い手参加を通じて創造的に自ら未来を切り拓き、心豊かに支え合い、生き抜く力を育む大切な基礎となるとともに、年代を問わず誰もがふるさとや地域への愛着と誇りを持って地域づくりに関わっていく基礎が生まれ、本市の活力を生み出す好循環を創出します。

(*2) 参加する権利…子どもの権利条約の4原則(生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利)の一つ。他の三つの原則は主に1、2の柱に関連。



市教育振興計画に掲げる「持続可能な地域社会との連携と協働」「リスキング(新たな学び直し)や生きがいづくりの環境整備による生涯学習の推進」等に対応して、市教育大綱では、まちづくりと教育が双方向に相乗効果を創出していけるよう、まちづくりの観点からも教育を捉えた方針を定めています。



4の柱

「新たな公民連携」
による、教育界と産業界の
包括的・一体的な
教育環境の構築

▶「今」の子どもは「未来」の社会や産業を担う人材です。短期間で急激に社会が変化していく中であっては、社会構造全体を俯瞰し、将来を見通した人材育成が重要です。

▶▶このため、大学や専門学校等の高等教育機関がない本市においては、市内外の様々な教育機関、企業等との連携により、その資源を取り入れつつ、就学前教育から高等教育段階、そして産業界が一体となった教育環境を構築してまいります。

▶▶▶こうした取組を通じて、「起業家精神」の育成や高等学校や大学等と連携した問題解決や社会課題解決に係る教育等を推進し、本市の多彩な産業の発展や新たな産業の創出等に寄与する人材育成を実現します。



市教育振興計画の着実な実施による教育の充実の延長線上にある市の活性化へとつなげていくため、市教育大綱では、市長部局として義務教育段階後の教育機関や産業界との連携充実等の視点から方針を定めています。

